

回 覧											

『工場立地法に基づく緑地等の面積率に係る市独自の基準並びに景観・環境に配慮した工場立地の推進に関する方針(案)』について意見を募集します！

工場立地法(昭和49年施行)では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう一定規模(敷地面積:9,000㎡、建築面積:3,000㎡)以上の製造業等の工場を設置する事業者に対し、緑地等の設置を義務付けています。これまで大分市では、緑地等の面積率について、国の基準(25%以上)を適用してきましたが、本基準が老朽化工場の建替え等の支障となっているほか、近年の環境法令の整備や公害防止技術の進歩、さらには平成23年の法改正(第2次地方分権一括法)により、すべての市が地域の实情に沿って独自の基準を条例で定めることができるようになったことから、各方面から条例の制定について要請されています。

このたび、企業活動の拡大や新たな企業立地の促進、雇用の創出といった本市の産業振興と環境保全との調和(両立)を図ることを目的とした条例の制定に向け、『工場立地法に基づく緑地等の面積率に係る市独自の基準並びに景観・環境に配慮した工場立地の推進に関する方針(案)』を取りまとめましたので市民の皆様からのご意見を募集します。

### 募集概要

募集期間:令和2年9月15日(火)~10月14日(水)

資料閲覧場所:ホームページ、各支所、情報公開室(本庁舎7階)、創業経営支援課(本庁舎9階)

応募方法:創業経営支援課(本庁舎9階)へ直接持参するほか、郵便、ファクス、電子メール等

### 緑地等の面積率※1に係る市独自の基準

#### 準工業地域 ※2

<住居と工業の用に供されている区域>

**15%以上**

(15%~30%) ※3

#### 工業専用・工業地域 ※2

<主として工業の用に供されている区域>

**10%以上**

(10%~25%未満) ※3

#### 用途地域の定めのない地域等 ※2

<調整区域や都市計画区域外の区域>

**10%以上**

(10%~30%) ※3

※1 「緑地等の面積率」とは、工場の敷地に占める緑地等(樹木が生育する区画された土地や低木等のほか、屋外運動場や体育館、広場、噴水、太陽光発電施設など)の面積の割合です。

※2 上記地域以外の地域(住居系・商業系地域)については、これまでどおり国の基準(25%以上)を適用。

※3 ( )内の数値は、市が独自に緑地等の面積率の下限値を定める場合において国が許容する範囲。

### 景観・環境に配慮した工場立地の推進

本市の産業振興と環境保全との調和の観点から、緑地等の面積率について、新設工場が国の基準より低い割合で緑地等を設置する場合や、既存工場がその緑地等を国の基準より低い割合に減少させる場合においては、**景観・環境に配慮した取組に関する計画書**の提出が必要になります。

